

# 介護保険住宅改修費の支給について

## 申請から支給までの流れ

### 要介護認定を受ける

- ・要介護（要支援）認定の有効期間が始まる前の住宅改修工事は支給対象となりません。
- ・要介護（要支援）認定申請中であれば住宅改修の事前申請を受け付けますが、認定審査の結果、非該当となった場合には、保険給付対象とはなりませんのでご注意ください。

### 改修内容の検討

- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）などと十分な相談を行ってください。  
※支給対象となるかどうか不明な場合は、介護保険課までご相談ください。

### 事前申請（工事着工前）

- ・改修工事着工前に下記の書類を介護保険課に提出して下さい。

#### ①介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

被保険者は、住宅改修費の支給方法を償還払い、受領委任払いより選択することになります。

※償還払いの場合：第7号様式を提出して下さい。

<償還払いとは>

被保険者は、住宅改修施工業者に住宅改修に要した費用を全額支払います。住宅改修の支給の申請をすることにより、後日、支給対象額に保険給付率（90／100）を乗じて得た額が被保険者に支給されます。

※受領委任払いの場合：第8号様式を提出して下さい。

<受領委任払いとは>

対象者…介護保険料の滞納がない方（ただし、当該滞納保険料につき、納付誓約を行っている方で、納付計画にそって納付がなされている方は対象者に含みます）

介護保険課より住宅改修施工事業者の口座に住宅改修費を振り込みます。

\*住宅改修費は、支給対象額に保険給付率（90／100）を乗じて得た額です。

\*被保険者は、住宅改修施工事業者に住宅改修費の受領の権限を委任し、「住宅改修に要した費用—住宅改修費支給予定金額」（1割分）を支払います。

\*受領委任払いによる申請の場合は、事業者が小郡市に事前に受領委任払い取扱事業者登録を行っている必要があります。

#### ②住宅改修が必要な理由書（P1・P2）

#### ③住宅改修前の写真（撮影日が分かるもの）

※用紙に貼って提出して下さい。

※手すりの取付けや踏み台の設置等の工事を行う場合、あらかじめマーカー等

でどの部分に取付けるのかを分かるようにしておいてください。

④改修予定の図面（平面図などで利用者の家の中での動線が分かるようなもの）

⑤住宅改修工事見積書

※改修の箇所および数量・長さ・面積等の規模を明確にし、工事の内容や規模が分かりやすいようにしてください。

・数量の表示で、「1セット」・「1式」などの曖昧な表記はしないようにしてください。

・支給対象外の工事を同時に行う場合は、対象部分と対象外部分とを分けて記載して下さい。

⑥住宅所有者の承諾書（所有者が被保険者本人の場合は必要ありません）

※住宅改修を行う住居の所有者が被保険者以外の場合は、必ず所有者から承諾書もらう必要があります。（所有者が死亡している場合は、その旨を申請書に記載して下さい）

⑦委任状

・被保険者以外が申請を代行する場合に必要です。

#### 該当工事確認通知書の送付

・事前申請書類等を審査し、「住宅改修該当工事確認通知書兼支払方法決定通知書」を被保険者に送付します。

#### 工事着工

・確認内容に基づいた住宅改修工事を行い、完成させてください。

・工事内容で変更がある場合や、工事を中止する場合には、住宅改修内容変更（中止）申請書を介護保険課に提出して下さい。

・住宅改修後の写真を撮影して下さい。

※改修前の撮影方向と同じ方向から撮影して下さい。

※工事完了後では確認できないようなものについては、工事途中で写真を撮影しておいてください（例：壁の中に補強版をつける場合や支柱の埋め込み用の穴を開けた時など）。

#### 工事代金の支払

・被保険者は、工事完了後、住宅改修施工業者に工事代金を支払います。

※償還払いの場合：住宅改修に要した費用を支払う。

※受領委任払いの場合：「住宅改修に要した費用—給付予定金額」（1割分）を支払う。

#### 支給申請（工事完了後）

・改修工事完了後、下記の書類を添えて介護保険課に支給申請を行ってください。

①住宅改修完了届

②工事費内訳書

③住宅改修後の写真（撮影日が分かるもの）

④領収証（原本）

※写しでも結構ですが、その場合には、支給申請の際に原本の提示をお願いします。

※受領委任払いの場合は、対象者負担額（1割分）の領収証です。また、領収証内に工事代金全額の記載もお願いします。

**確認および支給**

・住宅改修内容を介護保険課が確認し、原則として確認の翌月下旬に指定された口座に支給額を振り込みます。

※償還払いの場合：振込前に被保険者宅に支給決定通知書を送ります。

※受領委任払いの場合：振込前に、住宅改修施工事業者に振込を知らせる通知を送ります。

問合せ先

〒838-0198

小郡市小郡255-1

小郡市役所

介護保険課 介護保険係

Tel 72-2111（代）

（内線）452・453